

新旧対照表

○千葉県生涯大学校設置管理条例

改正案				現行					
(学部等、修業年限及び定員)				(学部等、修業年限及び定員)					
<p>第四条 大学校に健康・生活学部を、千葉県生涯大学校京葉学園及び千葉県生涯大学校東葛飾学園に地域活動専攻科を置く。</p> <p>2 大学校の学部及び専攻科の修業年限及び定員は、次の表に掲げるとおりとする。</p>				<p>第四条 大学校に健康・生活学部及び造形学部を、千葉県生涯大学校京葉学園及び千葉県生涯大学校東葛飾学園に地域活動専攻科を置く。</p> <p>2 大学校の学部及び専攻科の修業年限及び定員は、次の表に掲げるとおりとする。</p>					
区分	学部及び専攻科	修業年限	定員(二学年)	区分	学部及び専攻科	修業年限	定員(二学年)		
千葉県生涯大学校 京葉学園	健康・生活学部 (削る)	地域ささえあいコース	二年	一四〇名	千葉県生涯大学校 京葉学園	健康・生活学部	二年	二二〇名	
		千葉ふるさとづくりコース	二年	七〇名					
		園芸まちづくりコース	二年	九〇名					
		陶芸ポランティアコース	二年	五〇名		造形学部	園芸まちづくり	二年	九〇名
		イアコース	二年	五〇名			りコース	一年	五〇名
	地域活動専攻科	一年	五〇名	地域活動専攻科		一年	五〇名		
千葉県生涯大学校 東葛飾学園	健康・生活学部 (削る)	地域ささえあいコース	二年	二〇〇名	千葉県生涯大学校 東葛飾学園	健康・生活学部	二年	三〇〇名	
		千葉ふるさとづくりコース	二年	一〇〇名					
		園芸まちづくりりコース	二年	一四〇名					
		陶芸ポランティアコース	二年	五五名		造形学部	園芸まちづくり	二年	一四〇名
		イアコース	二年	五五名			りコース	一年	五五名
	地域活動専攻科	一年	五〇名	地域活動専攻科		一年	五〇名		
千葉県生涯大学校 東総学園	健康・生活学部 (削る)	ふるさととまな	二年	七〇名	千葉県生涯大学校 東総学園	健康・生活学部	二年	七〇名	
		えあいコース	二年	三五名					
		園芸まちづくりりコース	二年	三五名					造形学部
			りコース						

千葉県生涯大学校 外房学園	健康・生活学部 (削る)	陶芸ポラント エアコース	二年	二五名
		ふるさとま えあいコース	二年	一〇〇名
		園芸まちづ くりコース	二年	五〇名
		陶芸ポラント エアコース	二年	二五名
千葉県生涯大学校 南房学園	健康・生活学部 (削る)	ふるさとま えあいコース	二年	五〇名
		園芸まちづ くりコース	二年	三五名
		陶芸ポラント エアコース	二年	二五名
		陶芸ポラント エアコース	二年	二五名

全部改正〔平成四年条例七三号〕、一部改正〔平成六年条例四一号・
一一年二二号・一四年六一号・一七年七九号・二四年五五号・二八
年六三号・三〇年一〇号〕

千葉県生涯大学校 外房学園	健康・生活学部 造形学部	陶芸コース	一年	二五名
		園芸まちづ くりコース	二年	五〇名
		陶芸コース	一年	二五名
		健康・生活学部	二年	五〇名
千葉県生涯大学校 南房学園	健康・生活学部 造形学部	園芸まちづ くりコース	二年	三五名
		陶芸コース	一年	二五名
		健康・生活学部	二年	五〇名
		健康・生活学部	二年	一〇〇名

全部改正〔平成四年条例七三号〕、一部改正〔平成六年条例四一号・
一一年二二号・一四年六一号・一七年七九号・二四年五五号・二八
年六三号・三〇年一〇号〕

別表（第十条第三項）

利用料金の名称	区分	単位	額の範囲
授業料	健康・生 活学部 (削る)	地域ま えあいコ ース	一年につき 内 一万六千四百円以 上
		千葉ふる さとま えあいコ ース	一年につき 内 一万六千四百円以 上
		ふるさと まえあ いコース	一年につき 内 一万六千四百円以 上
		園芸まち づくりコ ース	一年につき 内 三万三千三百円以 上
		陶芸ポラ ントエア	一年につき 内 三万三千三百円以 上
		健康・生 活学部	一年につき 内 一万六千四百円以 上
		健康・生 活学部	一年につき 内 一万六千四百円以 上

別表（第十条第三項）

利用料金の名称	区分	単位	額の範囲
授業料	健康・生活学部 (新設)	一年につき 内 一万六千四百円以 上	健康・生活学部
		健康・生活学部	健康・生活学部
	造形学 部 (新設)	一年につき 内 三万三千三百円以 上	造形学部 園芸まち づくりコ ース
		一年につき 内 五万九千二百円以 上	陶芸コー ス

		コース	
	地域活動専攻科	一年につき	一万六千四百円以 内

備考

- 一 学年の中途において退学する者についての授業料の額の算定は、月割計算とする。この場合において、一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 一 学年の中途において退学する者の授業料の額の算定は、当該退学した日の属する月の当該月分を算入するものとする。

	地域活動専攻科	一年につき	一万六千四百円以 内

備考

- 一 学年の中途において退学する者についての授業料の額の算定は、月割計算とする。この場合において、一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 一 学年の中途において退学する者の授業料の額の算定は、当該退学した日の属する月の当該月分を算入するものとする。